## 登録簿

届出番号3		-	1 - 13	開始年月日	平成27年11月	02日	変更年月	日令	和5年01月18日
局コード 11	17	局名	都民安全総合対策	<b>传本部</b>	部コード	3 部名	総合推進部		
課コード 1 課名			総合推進課						
同一の事務を所管する課									
保有個人情報を取り扱う 事 務 の 名 称			「自転車安全利用宣言証」等協賛制度の運営						
保有個人情報を事 務 の			自転車の安全利用を更に効果的に推進するため、東京都が交付する「自転車安全利用宣言証」及び『東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」合格証』の所持者への協賛企業等による特典付与事業を実施する。						
保有個人 付対象者の首	青 報節 囲	0)	都内外事業者						
基本的事項			心身の状況	心身の状況 家族状況等 社会生活等			生活等		その他
保有個人情報の記録項目 保有個人情報の記録項目 保有個人情報の記録項目 保有個人情報の記録項目			□健康状態	□家族状況	₩ 職業	■職歴	□思想		□□□座情報
			□病歴	□親族関係	□学歴	□ 学業	□信教		<ul><li>✓ その他*</li></ul>
			□身体の特徴	□ 婚姻	□資格	賞罰	□信条		
					□成績	□ 評価	□社会的差	別の原	
					□財産	□ 収入		他八旧	
					□ 納税				
					□公的	扶助			
■ 電品番		ベレス			■ ■ 趣味				
保有個人情報の 処理形態 ■ 電磁的記録以外 ■ 電磁的記録 □ オンライン結合									
保有個人な収集先	情 報	その 主	<ul> <li>✓ 本人</li> <li>□ 本人以外</li> <li>□ 都の当該機関内等 □ 他の都の機関等 □ 他の官公庁 □ 民間・私人 □ その他*</li> </ul>						
保有個人情報の 経常的な目的外 利用・提供先			✓ 無	□有					
				□都	の当該機関内等		目的外利用		] 法69条 1項
				Г	]目的外提供	Г	] 法69条 2項 1号		
			□ 他の官公庁 □ 法69条 2項 2号						_
			□ 民間·私人 □ 法69条 2項 3号						
									_
					の他*			L	」法69条 2項 4号
外部委託・指定管理者		委託	. 無	有* 再	委託	✔ 無	□ 有*		
による代行の有無			代行	無	有*				
備考			令和7年4月1日組織改正に伴う開始 【保有個人情報の記載項目】 その他の記載項目:FAX番号						
*を付した項具体的内容等	目につ を記載	かて							
事務を廃止した場合			廃止年月日:			文書保存期限:			

1